

各 位

不動産投信発行者名

東京都中央区日本橋三丁目 2 番 9 号

スタートプロシード投資法人

代表者名

執行役員 平出 和也

(コード番号：8979)

問合せ先

スタートアセットマネジメント投信株式会社

取締役管理部長 高内 啓次

TEL. 03-6202-0856

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、平成 18 年 12 月 21 日開催の役員会におきまして、下記の規約変更及び役員選任について、平成 19 年 1 月 19 日に開催される本投資法人の第 2 回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、下記記載の規約変更及び役員選任は、本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

1. 規約変更について

本投資法人は、以下の理由に基づき、別紙に定める内容の規約変更に係る議案を、平成 19 年 1 月 19 日に開催される本投資主総会におきまして、提出いたします。

(規約変更の理由)

第 1 条、第 6 条、第 19 条、第 33 条、第 37 条、第 42 条、第 43 条及び第 44 条並びに第 11 章

設立の際に定めた規定のうち既に不要となった条項及び字句を削除し、規約を簡素化するものです。

第 4 条、第 5 条、第 13 条、第 15 条、第 17 条、第 22 条、第 23 条、第 25 条、第 35 条、第 37 条（新設）及び第 41 条関係

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」といいます。）の施行に伴い、第 5 条、第 13 条、第 15 条、第 17 条、第 22 条、第 23 条、第 25 条、第 35 条及び第 41 条につき所要の変更をするものです。

また、整備法が施行されたことにより、公告の方法として電子公告の選択が可能となったことに伴い、公告の方法を電子公告に変更するため、第 4 条につき、変更するものです。

加えて、第 23 条につき、議事録の作成に際し、各役員が電子署名の方法により署名することができることを明確化するための変更をするものです。

さらに、整備法が施行されたことにより、当該施行後の投資信託及び投資法人に関する法律第 115 条の 6 第 7 項の規定に基づき、会計監査人がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、役員会の決議をもって法令に規定する限度内でその責任を免除できる旨定めることができることとなったことに伴い、会計監査人の責任を合理的な範囲にとどめて会計監査人が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、変更案の第 37 条を新設するものです。

第 27 条関係

租税特別措置法施行令の改正によって、租税特別措置法第 67 条の 15 第 9 項に規定する「不動産等」の内容が変更されたことに伴い、「不動産等」を定義する租税特別措置法上の条文の項数を明確にするものです。

第 28 条及び第 29 条関係

ジャスダック証券取引所の規則改正に伴い、本投資法人が運用のために保有する資産以外の資産のうち、不動産の賃貸に伴い預託を受けた敷金等不動産とあわせて取得することが適当と認められるもの、及び本投資法人の商号にかかる商標権その他組織運営に伴い保有するもの等の取得が認められることになったことにより、本投資法人の投資方針のために必要又は有用と認められる場合にこれらの資産への投資を可能にするため、第28条及び第29条を変更します。

第44条関係

投資信託委託業者に対する運用報酬の算定基準及び計算式を明確にするため、表現の修正を行うものです。

第8条及び第28条関係

表現の明確化をはかり、その他字句の修正を行うものです。

その他

上記の変更に基づき規約の各条項の番号が不整合となった部分について整理し、それに応じて各条項の番号を改めるとともに、規約全般にわたり各条項の整備を行うものです。

(規約変更の詳細については、別紙「第2回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

2. 役員選任について

本投資法人の執行役員の現行任期は平成19年5月1日までとなっておりますが、今後、執行役員の選任にかかる投資主総会の開催時期を、可能な限り、決算公表の時期に近接して行えるよう、今般、執行役員の任期の始期を2月1日といたしたく、現執行役員平出和也は、平成19年1月31日付にて本投資法人の執行役員を辞任し、また、それに伴い、監督役員松下素久及び野村茂樹の両名も、同日付にて本投資法人の監督役員を辞任し、改めて上記3名をそれぞれ執行役員及び監督役員として選任する旨の議案を、平成19年1月19日に開催される本投資主総会におきまして、提出いたします。

(役員選任の詳細につきましては、別紙「第2回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

3. 日程

平成18年12月21日 投資主総会提出議案承認役員会

平成18年12月28日 投資主総会招集通知の発送(予定)

平成19年1月19日 投資主総会開催(予定)

以 上

本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

本投資法人のホームページアドレス：<http://www.sp-inv.co.jp>

平成18年12月28日

投資主各位

東京都中央区日本橋三丁目2番9号
スターツプロシード投資法人
執行役員 平出和也

第2回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
さて、本投資法人の第2回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、ご捺印の上、平成19年1月18日(木曜日)までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律(以下、「投信法」といいます。)第93条第1項に基づき、規約第14条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人規約抜粋)

規約第14条第1項及び第2項
第14条(みなし賛成)

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれも除く。)について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時： 平成19年1月19日(金曜日)午前10時00分
2. 場 所： 東京都中央区日本橋三丁目4番10号 ツムラビル7階
3. 会議の目的事項：

決 議 事 項

第1号議案： 規約一部変更の件

議案の要領は、後記の「投資主総会参考書類」(2頁から14頁)に記載のとおりです。

第2号議案： 執行役員1名選任の件

第3号議案： 監督役員2名選任の件

以 上

(お願い) 当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるスターツアセットマネジメント投信株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

1 議案の要領及び提案の理由

(なお、本項において取り上げられている規約の条項号の番号については、特に断りのない限り、現行規約における条項号の番号を示すものとします。)

第1条、第6条、第19条、第33条、第37条、第42条、第43条及び第44条並びに第11章

設立の際に定めた規定のうち既に不要となった条項及び字句を削除し、規約を簡素化するものです。

第4条、第5条、第13条、第15条、第17条、第22条、第23条、第25条、第35条、第37条(新設)及び第41条関係

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」といいます。)の施行に伴い、第5条、第13条、第15条、第17条、第22条、第23条、第25条、第35条及び第41条につき所要の変更をします。

また、整備法が施行されたことにより、公告の方法として電子公告の選択が可能となったことに伴い、公告の方法を電子公告に変更するため、第4条につき、変更するものです。

加えて、第23条につき、議事録の作成に際し、各役員が電子署名の方法により署名することができることを明確化するための変更をします。

さらに、整備法が施行されたことにより、当該施行後の投信法第115条の6第7項の規定に基づき、会計監査人がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、役員会の決議をもって法令に規定する限度内でその責任を免除できる旨定めることができることとなったことに伴い、会計監査人の責任を合理的な範囲にとどめて会計監査人が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、変更案の第37条を新設するものです。

第27条関係

租税特別措置法施行令の改正によって、租税特別措置法第67条の15第9項に規定する「不動産等」の内容が変更されたことに伴い、「不動産等」を定義する租税特別措置法上の条文の項数を明確にするものです。

第28条及び第29条関係

ジャスダック証券取引所の規則改正に伴い、本投資法人が運用のために保有する資産以外の資産のうち、不動産の賃貸に伴い預託を受けた敷金等不動産とあわせて取得することが適当と認められるもの、及び本投資法人の商号にかかる商標権その他組織運営に伴い保有するもの等の取得が認められることになったことにより、本投資法人の投資方針のために必要又は有用と認められる場合にこれらの資産への投資を可能にするため、第28条及び第29条を変更します。

第44条関係

投資信託委託業者に対する運用報酬の算定基準及び計算式を明確にするため、表現の修正を行うものです。

第8条及び第28条関係

表現の明確化をはかり、その他字句の修正を行うものです。

その他

上記の変更に基づき規約の各条項の番号が不整合となった部分について整理し、それに応じて各条項の番号を改めるとともに、規約全般にわたり各条項の整備を行うものです。

2 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
第1章 総則 第1条(商号) 本規約により設立される投資法人は、スタートプロシード投資法人(以下「本投資法人」という。)と称し、英文ではStarts Proceed Investment Corporationと表示する。	第1章 総則 第1条(商号) 本投資法人は、スタートプロシード投資法人(以下「本投資法人」という。)と称し、英文ではStarts Proceed Investment Corporationと表示する。

現 行 規 約	変 更 案
<p>第2条(目的) 本投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。以下「投信法」という。)に基づき、投資法人の資産を主として特定資産(投信法第2条第1項に掲げる資産をいう。以下同じ。)のうち不動産等(第28条第(7)号に定義される。)及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に対する投資として運用することを目的とする。</p> <p>第3条(本店の所在地) (記載省略)</p> <p>第4条(公告の方法) 本投資法人の公告は、<u>日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 投資口</p> <p>第5条(発行する投資口の総口数) 1. 本投資法人が<u>発行する投資口</u>の総口数は、200万口を上限とする。 2. 本投資法人は、前項に規定する<u>投資口の総口数の範囲内</u>において、役員会の承認を得た上で、投資口の追加発行ができるものとする。この場合において、投資口の発行価額は、本投資法人の保有する資産(以下「運用資産」という。)の内容に照らし公正な価額として役員会で承認を得た価額とする。</p> <p>第6条(<u>設立の際に発行する投資口の発行価額及び口数</u>) (記載省略)</p> <p>第7条(国内における募集) (記載省略)</p>	<p>第2条(目的) 本投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。以下「投信法」という。)に基づき、投資法人の資産を主として特定資産(投信法第2条第1項に掲げる資産をいう。以下同じ。)のうち不動産等(第27条第(7)号に定義される。)及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に対する投資として運用することを目的とする。</p> <p>第3条(本店の所在地) (現行のとおり)</p> <p>第4条(公告の方法) 本投資法人の公告は、<u>電子公告により行う。但し、事故その他やむをえない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 投資口</p> <p>第5条(発行<u>可能</u>投資口の総口数) 1. 本投資法人の<u>発行可能</u>投資口総口数は、200万口を上限とする。 2. 本投資法人は、前項に規定する<u>発行可能</u>投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、投資口の追加発行ができるものとする。この場合において、投資口の発行価額は、本投資法人の保有する資産(以下「運用資産」という。)の内容に照らし公正な価額として役員会で承認を得た価額とする。</p> <p>第6条 (削除)</p> <p>第6条(国内における募集) (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第8条（投資口の払戻し） 本投資法人は、投資主（<u>実質投資主（株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号、その後の改正を含む。）第39条の2に規定する預託投資証券の共有者をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）</u>）の請求による投資口の払戻しを行わないものとする。</p> <p>第9条（投資口の取扱規則） （記載省略）</p> <p>第10条（投資法人が常時保持する最低限度の純資産額） （記載省略）</p> <p>第3章 投資主総会</p> <p>第11条（招集） （記載省略）</p> <p>第12条（議長） （記載省略）</p> <p>第13条（決議） 投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合のほか、出席した投資主の議決権の過半数をもって<u>決する</u>。</p> <p>第14条（みなし賛成） （記載省略）</p> <p>第15条（基準日） 1．本投資法人は、<u>投資主総会直前の決算期の最終の投資主名簿に記載された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主とする。</u></p>	<p>第7条（投資口の払戻し） 本投資法人は、投資主（<u>保管振替制度に関する実質投資主（以下「実質投資主」という。）を含む。以下同じ。）</u>）の請求による投資口の払戻しを行わないものとする。</p> <p>第8条（投資口の取扱規則） （現行のとおり）</p> <p>第9条（投資法人が常時保持する最低限度の純資産額） （現行のとおり）</p> <p>第3章 投資主総会</p> <p>第10条（招集） （現行のとおり）</p> <p>第11条（議長） （現行のとおり）</p> <p>第12条（決議） 投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合を除き、<u>発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第13条（みなし賛成） （現行のとおり）</p> <p>第14条（基準日）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. 前項のほか、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における投資主名簿に記載されている投資主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録質権者とするものとする。</p> <p>第16条（議決権の代理行使） （記載省略）</p> <p>第17条（投資主総会議事録） 投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、出席した議長、執行役員及び監督役員が、これに署名又は記名押印し、これを本投資法人の本店に10年間保存するものとする。</p> <p>第4章 執行役員、監督役員及び役員会 第18条（役員の員数） （記載省略）</p> <p>第19条（役員の選任） 執行役員及び監督役員は、投資主総会の決議をもって選任する。但し、法令の規定により、設立の際選任されたものとみなされる執行役員及び監督役員はこの限りではない。</p> <p>第20条（役員の任期） （記載省略）</p> <p>第21条（役員会） （記載省略）</p> <p>第22条（役員会の決議） 役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、構成員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって決する。</p>	<p>本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における投資主名簿に記載され、又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録投資口質権者とするものとする。</p> <p>第15条（議決権の代理行使） （現行のとおり）</p> <p>第16条（投資主総会議事録） 投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項</u>を記載した議事録を作成し、出席した議長、執行役員及び監督役員が、これに署名又は記名押印し、これを本投資法人の本店に10年間保存するものとする。</p> <p>第4章 執行役員、監督役員及び役員会 第17条（役員の員数） （現行のとおり）</p> <p>第18条（役員の選任） 執行役員及び監督役員は、投資主総会の決議をもって選任する。 <u>（以下削除）</u></p> <p>第19条（役員の任期） （現行のとおり）</p> <p>第20条（役員会） （現行のとおり）</p> <p>第21条（役員会の決議） 役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、<u>議決に加わることができ</u>る構成員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって決する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第23条（役員会議事録） 役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、出席した執行役員及び監督役員が、これに記名押印する。</p> <p>第24条（役員の報酬） （記載省略）</p> <p>第25条（役員の出資法人に対する責任）</p> <p>本投資法人は、<u>投信法第109条第1項第4号の行為に関する執行役員又は監督役員の責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償の責めに任ずべき金額から次の各号に掲げる金額を控除した金額を限度として、役員会の決議をもって免除することができる。</u></p> <p>(1) <u>役員会の決議の日の属する営業期間又はその前の各営業期間において、当該執行役員又は監督役員が報酬その他の職務遂行の対価として本投資法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く）の金額の営業期間毎の合計額のうち、最も高い金額の4年分に相当する金額</u></p> <p>(2) <u>当該執行役員又は監督役員が本投資法人から受けた退職慰労金の金額及びその性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数で除した金額に4を乗じた金額とのいずれか低い金額</u></p>	<p>第22条（役員会議事録） 役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項</u>を記載した議事録を作成し、出席した執行役員及び監督役員が、これに署名、記名押印又は電子署名する。</p> <p>第23条（役員の報酬） （現行のとおり）</p> <p>第24条（執行役員及び監督役員の投資法人に対する責任） 本投資法人は、<u>投信法第115条の6第7項に基づき、任務を行ったことによる執行役員又は監督役員の損害賠償責任について、法令の限度において、役員会の決議によって免除することができる。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 運用資産の対象</p> <p>第26条（資産運用の基本方針） 本投資法人は、中長期にわたり、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指し、主として第28条に規定する特定資産に投資して運用を行うものとする。</p> <p>第27条（投資方針）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人は、主として第28条に定める特定資産、とりわけその主たる用途が賃貸住宅に供される不動産（以下「賃貸住宅」という。）又は主として賃貸住宅を裏付けとする特定資産に対して投資を行う。 2. ～ 6. （記載省略） 7. （新設） <p>第28条（主要投資対象の特定資産） 本投資法人は、第26条（資産運用の基本方針）に従い、主として以下に掲げる特定資産に投資する。</p> <p>（1）不動産</p> <p>（2）～（6） （記載省略）</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 運用資産の対象</p> <p>第25条（資産運用の基本方針） 本投資法人は、中長期にわたり、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指し、主として第27条に規定する特定資産に投資して運用を行うものとする。</p> <p>第26条（投資方針）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人は、主として第27条に定める特定資産、とりわけその主たる用途が賃貸住宅に供される不動産（以下「賃貸住宅」という。）又は主として賃貸住宅を裏付けとする特定資産に対して投資を行う。 2. ～ 6.（現行のとおり） 7. <u>本投資法人が取得する特定資産のうち、租税特別措置法第67条の15第9項に規定する不動産等に相当する部分の価額の合計額が本投資法人の資産の総額に占める割合を100分の75以上とすることを資産運用の方針とする。</u> <p>第27条（主要投資対象の特定資産） 本投資法人は、第25条（資産運用の基本方針）に従い、主として以下に掲げる特定資産に投資する。</p> <p>（1）<u>不動産（不動産の賃貸に伴い預託を受けた敷金、保証金その他の担保金に相当する現金又は現金同等物等（当該預託金額を限度とする。）及び特定の不動産に付随する商標権、温泉権その他の資産であって当該不動産と併せて取得することが適当と認められるものを含む。）</u></p> <p>（2）～（6）（現行のとおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(7) 前各号に掲げる資産（以下「不動産等」という。）を主たる投資対象とする以下の資産対応証券等（以下、本号 a . ないし d . の特定資産を併せて「不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等」という。）</p> <p>a . （記載省略）</p> <p>b . 資産流動化法第 2 条第13項に定める特定目的信託の受益証券（上記(4)に掲げる信託の受益権を除く。）</p> <p>c . （記載省略）</p> <p>d . （記載省略） （記載省略）</p> <p>第29条（主要投資対象以外の特定資産） 本投資法人は、前条に掲げる特定資産の他、余剰資金の効率的な運用に資するため、次に掲げる特定資産により運用を行うことができる。</p> <p>(1)～(4) （記載省略）</p> <p>(5) （新設）</p>	<p>(7) 前各号に掲げる資産（以下「不動産等」という。）を主たる投資対象とする以下の資産対応証券等（以下、本号 a . ないし d . の特定資産を併せて「不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等」という。）</p> <p>a . （現行のとおり）</p> <p>b . 資産流動化法第 2 条第15項に定める特定目的信託の受益証券（上記(4)に掲げる信託の受益権を除く。）</p> <p>c . （現行のとおり）</p> <p>d . （現行のとおり） （現行のとおり）</p> <p>第28条（主要投資対象以外の特定資産） 本投資法人は、前条に掲げる特定資産の他、余剰資金の効率的な運用に資するため、次に掲げる特定資産により運用を行うことができる。</p> <p>(1)～(4)（現行のとおり）</p> <p>(5) <u>本投資法人は、上記(1)乃至(4)に定める特定資産のほか、次に掲げる資産に投資することがある。但し、第25条に定める資産運用の基本方針のために必要若しくは有用と認められる場合又は本投資法人の組織運営に必要若しくは有用と認められる場合に投資できるものとする。</u></p> <p>a . <u>商標法（昭和34年法律第127号、その後の改正を含む。）に基づく商標権等（商標権又はその専用使用权若しくは通常使用权をいう。）</u></p> <p>b . <u>温泉法（昭和23年法律第125号、その後の改正を含む。）において定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第30条（特定資産以外の資産） （記載省略）</p> <p>第31条（投資制限） （記載省略）</p> <p>第32条（組入れ資産の貸付） （記載省略） 第6章 計算</p> <p>第33条（営業期間及び決算期） 本投資法人の営業期間は、毎年5月1日から10月末日まで、及び11月1日から翌年4月末日までの6か月間とし、各営業期間の末日を決算期とする。<u>但し、本投資法人の第1期営業期間は、本投資法人設立の日から平成18年4月末日までとする。</u></p> <p>第34条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （記載省略） 2. （記載省略） 3. 資産評価の基準日は、原則として、第33条に定める決算期とするが、前記の1項(4) a . 及び(5) a . に該当する資産については、毎月末とする。 <p>第35条（金銭の分配） 本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿（実質投資主名簿を含む。以下同じ。）に記載された投資主又は登録質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行うものとする。</p>	<p><u>c . その他、本投資法人の保有にかか る不動産等の運用に必要なものと して、ジャスダック証券取引所が 認めるもの</u></p> <p>第29条（特定資産以外の資産） （現行のとおり）</p> <p>第30条（投資制限） （現行のとおり）</p> <p>第31条（組入れ資産の貸付） （現行のとおり） 第6章 計算</p> <p>第32条（営業期間及び決算期） 本投資法人の営業期間は、毎年5月1日から10月末日まで、及び11月1日から翌年4月末日までの6か月間とし、各営業期間の末日を決算期とする。 <u>（以下削除）</u></p> <p>第33条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （現行のとおり） 2. （現行のとおり） 3. 資産評価の基準日は、原則として、第32条に定める決算期とするが、前記の1項(4) a . 及び(5) a . に該当する資産については、毎月末とする。 <p>第34条（金銭の分配） 本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿（実質投資主名簿を含む。以下同じ。）に記載された投資主又は登録投資口質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行うものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(1) 本投資法人の資産の運用によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」という。）は、<u>投信法第136条第1項及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して決算期毎に計算される利益の金額とする。なお、損失が生じた場合は次期へ繰り越すものとする。</u></p> <p>(2)～(4) （記載省略）</p> <p>(5) 分配金の分配方法 分配金は金銭により分配するものとし、決算期最終の投資主名簿に記載のある投資主又は登録質権者を対象に、原則として決算期から3か月以内に投資口の所有口数に応じて分配する。</p> <p>第36条（分配金の除斥期間） （記載省略） 第7章 会計監査人</p> <p>第37条（会計監査人の選任） 会計監査人は、投資主総会において選任する。<u>但し、法令の規定により、設立の際に選任されたものとみなされる会計監査人はこの限りではない。</u></p> <p>（新設）</p> <p>第38条（会計監査人の任期） （記載省略）</p> <p>第39条（会計監査人の報酬） （記載省略）</p>	<p>(1) 本投資法人の資産の運用によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」という。）は、<u>投信法第137条第1項及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して決算期毎に計算される利益の金額とする。なお、損失が生じた場合は次期へ繰り越すものとする。</u></p> <p>(2)～(4)（現行のとおり）</p> <p>(5) 分配金の分配方法 分配金は金銭により分配するものとし、決算期最終の投資主名簿に記載のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、原則として決算期から3か月以内に投資口の所有口数に応じて分配する。</p> <p>第35条（分配金の除斥期間） （現行のとおり） 第7章 会計監査人</p> <p>第36条（会計監査人の選任） 会計監査人は、投資主総会において選任する。</p> <p>（以下削除）</p> <p>第37条（<u>会計監査人の投資法人に対する責任</u>） <u>本投資法人は、投信法第115条の6第7項に基づき、任務を行ったことによる会計監査人の損害賠償責任について、法令の限度において、役員会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>第38条（会計監査人の任期） （現行のとおり）</p> <p>第39条（会計監査人の報酬） （現行のとおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第9章 業務及び事務の委託</p> <p>第40条（借入金及び投資法人債） （記載省略）</p> <p>第41条（業務及び事務の委託）</p> <p>1. （記載省略）</p> <p>2. 本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外に係る事務であつて、投信法第111条に定める事務（以下「一般事務」という。）については第三者に委託するものとする。</p> <p>3. 本投資法人の成立後に委託する事務のうち、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債の募集に関する事務、<u>発行する投資法人債の名義書換に関する事務</u>、投資法人債券の発行に関する事務並びに投資法人債権者に係る事務（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）第124条第2項第4号及び第5号に定める各事務のことをいう。）は、<u>募集の都度</u>、適宜、一般事務受託者を役員会で定め、一般事務委託契約を締結することとする。</p>	<p>第9章 業務及び事務の委託</p> <p>第40条（借入金及び投資法人債） （現行のとおり）</p> <p>第41条（業務及び事務の委託）</p> <p>1. （現行のとおり）</p> <p>2. 本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外に係る事務であつて、投信法第111条に定める事務（以下「一般事務」という。）については第三者に委託するものとする。</p> <p>3. 本投資法人の成立後に委託する事務のうち、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債を<u>引き受ける者の募集に関する事務</u>、<u>投資主名簿及び投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資主名簿及び投資法人債原簿に関する事務</u>、<u>投資証券及び投資法人債券の発行に関する事務</u>並びに投資法人債権者に係る事務（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）第169条第2項第4号及び第5号に定める各事務のことをいう。）は、適宜、一般事務受託者を役員会で定め、一般事務委託契約を締結することとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第10章 <u>投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務委託者</u></p> <p>第42条 <u>(成立時の資産保管会社となるべき者の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要)</u> (記載省略)</p> <p>第43条 <u>(成立時の一般事務受託者となるべき者の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要)</u> (記載省略)</p> <p>第44条 <u>(成立時の資産の運用を行う投資信託委託業者となるべき者の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要)</u> (記載省略)</p> <p><u>(6) 報酬額並びにその支払時期及び方法</u></p> <p>本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社に対する資産運用報酬は、運用報酬、取得報酬、譲渡報酬から構成され、それぞれの具体的な金額又は計算方法及び支払の時期は以下のとおりとし、当該報酬に係る消費税及び地方消費税を加えた金額を資産運用会社の指定する口座に振込むものとする。なお、上限料率が定められている報酬については、本投資法人の役員会の承認を経た上で決定した料率によるものとする。</p>	<p>第10章 (削除)</p> <p>第42条 (削除)</p> <p>第43条 (削除)</p> <p>第42条 <u>(投資信託委託業者に対する報酬額並びにその支払時期及び方法)</u></p> <p>本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社に対する資産運用報酬は、運用報酬、取得報酬、譲渡報酬から構成され、それぞれの具体的な金額又は計算方法及び支払の時期は以下のとおりとし、当該報酬に係る消費税及び地方消費税を加えた金額を資産運用会社の指定する口座に振込むものとする。なお、上限料率が定められている報酬については、本投資法人の役員会の承認を経た上で決定した料率によるものとする。</p>

現 行 規 約		変 更 案	
報酬の種類	計算方法と支払時期	報酬の種類	計算方法と支払時期
運用報酬	<p>運用報酬 は、以下の算定式に従って算出される金額を、7月末日、10月末日、1月末日及び4月末日を最終日とする各四半期毎に、当該四半期末日経過後翌月末日までに支払うものとする。</p> <p><計算式> 運用報酬 = 報酬算定基礎資産額 × 運用報酬 料率 × 当該四半期の日数 / 365 (1円未満切捨)</p> <p>報酬算定基礎資産額 = a + b - c a. 本投資法人の当該決算期間の直前の決算期間に係る決算期 (以下「基準決算日」という。) における <u>運用資産の償却前評価総額</u> (以下記載省略)</p>	<p>運用報酬 は、以下の算定式に従って算出される金額を、7月末日、10月末日、1月末日及び4月末日を最終日とする各四半期毎に、当該四半期末日経過後翌月末日までに支払うものとする。</p> <p><計算式> 運用報酬 = 報酬算定基礎資産額 × 運用報酬 料率 × 当該四半期の日数 / 365 (1円未満切捨)</p> <p>報酬算定基礎資産額 = a + b - c a. 本投資法人の当該決算期間の直前の決算期間に係る決算期 (以下「基準決算日」という。) における <u>貸借対照表上の総資産額</u> (現行のとおり)</p>	
運用報酬	<p>本投資法人の各営業期間毎に算定される <u>運用報酬 控除前の分配可能金額</u> の 3.0% に相当する金額 (1円未満切捨) を当該金額が確定した日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。</p>	運用報酬	<p>本投資法人の各営業期間毎に算定される <u>税引前当期純利益</u> の 3.0% に相当する金額 (1円未満切捨) を当該金額が確定した日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。</p>
第11章 設立企画人 (記載省略)		(削除)	

第2号議案：執行役員1名選任の件

1 議案の要領及び提案の理由

本投資法人の執行役員の現行任期は平成19年5月1日までとなっておりますが、今後、執行役員の選任にかかる投資主総会の開催時期を、可能な限り、決算公表の時期に近接して行えるよう、今般、執行役員の任期の始期を2月1日といたしたく、現執行役員平出和也は、平成19年1月31日付にて本投資法人の執行役員を辞任し、改めて同人の選任をお願いいたしますと存じます。本議案において、執行役員の任期は、第1号議案に基づく変更前の規約第20条第1項の定めにより、就任する平成19年2月1日より2年とします。

2 次の者の選任をお願いいたしますと存じます。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名	略歴
平出和也 (昭和38年11月25日生)	昭和63年4月 スターツ株式会社（現スターツコーポレーション株式会社）入社
	平成11年11月 スターツ証券株式会社取締役就任
	平成13年11月 スターツアセットマネジメント投信株式会社取締役就任
	平成16年6月 スターツアセットマネジメント投信株式会社代表取締役就任（現在に至る）
	平成17年5月 本投資法人執行役員就任（現在に至る）

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているスターツアセットマネジメント投信株式会社の代表取締役を兼務しており、投信法第13条に基づき、平成16年12月20日付で金融庁長官より兼職の承認を得ております。

第3号議案：監督役員2名選任の件

1 議案の要領及び提案の理由

第2号議案記載の事由に基づく執行役員の辞任に伴い、監督役員松下素久及び野村茂樹の両名は、平成19年1月31日付にて本投資法人の監督役員を辞任し、改めて両名の選任をお願いしたいと存じます。本議案において、監督役員の任期は、第1号議案に基づく変更前の規約第20条第1項の定めにより、就任する平成19年2月1日より2年とします。

2 次の者の選任をお願いしたいと存じます。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	略歴
1	松下 素久 (昭和23年3月24日生)	昭和46年11月 アーサーアンダーセン会計事務所入所 昭和55年1月 松下明公認会計事務所入所 昭和56年3月 公認会計士登録 昭和60年11月 松下公認会計事務所開設（現在に至る） 平成15年6月 エヌ・イー ケムキャット株式会社非常勤監査役（現在に至る） 平成17年5月 本投資法人監督役員就任（現在に至る）
2	野村 茂樹 (昭和28年6月10日生)	昭和58年4月 弁護士登録 奥野法律事務所（現奥野総合法律事務所） 入所（現在に至る） 平成3年3月 社会福祉法人全国盲ろう者協会理事（現在に至る） 平成17年5月 本投資法人監督役員就任（現在に至る）

- ・上記監督役員候補者は、両名とも本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者と本投資法人の間には、両名とも特別の利害関係はありません。

参考事項

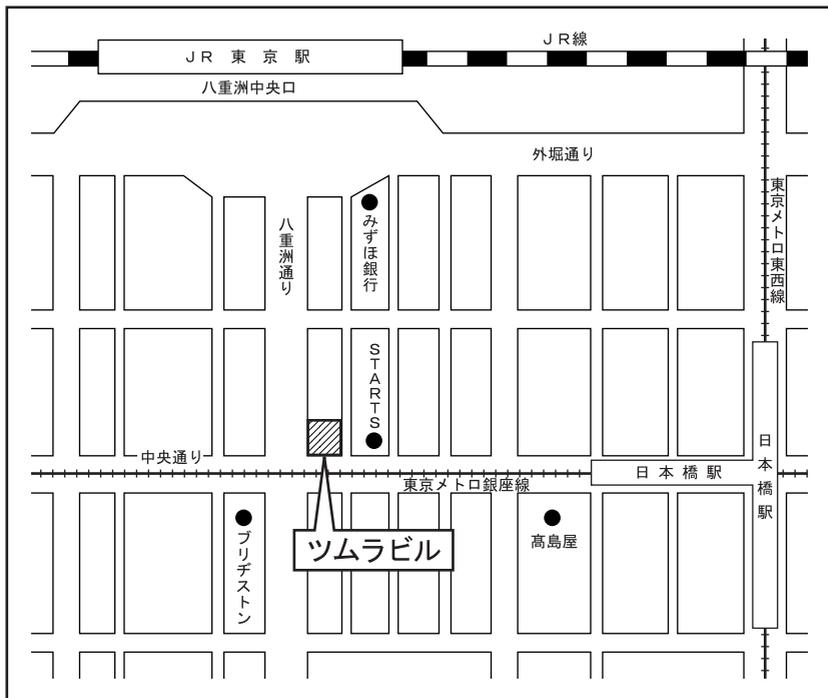
本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の規約第14条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案、第2号議案及び第3号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

ツムラビル 7階

東京都中央区日本橋三丁目4番10号 電話(03)6202-0362



- (交通)・東京メトロ銀座線・東西線 日本橋駅(出口B1)より徒歩3分
・JR東京駅 八重洲口より徒歩5分
八重洲地下街23番出口より徒歩1分

お願い: 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

平成18年12月28日

投資主各位

東京都中央区日本橋三丁目2番9号
スターツプロシード投資法人
執行役員 平出和也

(訂正) 第2回投資主総会招集ご通知の一部訂正のお知らせ

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
さて、本日同封いたしました「第2回投資主総会招集ご通知」の一部に記載の誤りがございましたので、お詫び申し上げますと共に、下記のとおり訂正いたします。

敬 具

記

訂正箇所

1. 1ページ冒頭太字記載部分のうち、以下の二重下線部分

【誤】

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、ご捺印の上、平成19年1月18日(木曜日)までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

【正】

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成19年1月18日(木曜日)までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

2. 14ページ変更案の表中、運用報酬 の二重下線部分

【誤】

報酬の種類	計算方法と支払い時期
(省略)	(省略)
運用報酬	本投資法人の各営業期間毎に算定される <u>税引前当期純利益</u> の3.0%に相当する金額(1円未満切捨)を当該金額が確定した日の属する月の翌末日までに支払うものとする。

【正】

報酬の種類	計算方法と支払い時期
(省略)	(省略)
運用報酬	本投資法人の各営業期間毎に算定される <u>運用報酬 控除前の税引前当期純利益金額</u> の3.0%に相当する金額(1円未満切捨)を当該金額が確定した日の属する月の翌末日までに支払うものとする。

以 上